

# 【規約】

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、京都クラブバレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務所を理事長のもとに置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、アマチュアスポーツ精神に則り、自由な意志で集まり作ったバレーボールクラブチーム及び同好の個人の相互親睦を目指して、バレーボールの競技力向上と普及発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、本連盟の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. クラブチームの育成及び普及事業
3. クラブチームの競技規則と審判に関する研究事業
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する登録チーム及び個人登録員を以て組織する。

第6条 本連盟は、円滑な運営を図るため専門部及び小委員会を設けることが出来る。

## 第4章 役員

第7条 本連盟は、次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長若干名
3. 理事長1名
4. 副理事長若干名
5. 常任理事若干名
6. 理事若干名
7. 会計1名
8. 監事2名
9. 代表委員若干名

2 他に名誉会長、顧問、参与を置くことが出来る。

第8条 役員任期は、次の通りとする。但し、再任は妨げない。

1. 会長、副会長は3年、名誉会長、顧問及び参与を除く役員は2年とする。
2. 補欠または再任により選任された役員は、前任者または現在者の任期とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

**第9条** 役員任命、選出及び役割は、次の通りとする。

1. 会長、副会長、名誉会長、顧問、参与は代表委員会で選出され、代表委員会にて承認されることにより任命される。
2. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
4. 顧問は会長の諮問に応じ、発展に協力する。
5. 参与は理事会の諮問に応じ、発展に協力する。
6. 監事は代表委員会において選出され、会長が委嘱する。
7. 監事は連盟の会計を監査する。
8. 会計は、代表委員会において選出し、会長が委嘱する。
9. 会計は、連盟の会計を掌る。
10. 理事長、副理事長は理事の互選により選出し会長が委嘱する。
  11. 理事長は本連盟の常務を統括する。
  12. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
  13. 常任理事は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
  14. 理事は次の方法により選出され、会長が委嘱する。
    - 1) 地区別比例代表制により選出された代表委員  
尚、在任中に代表委員で無くなった場合、または選出母体となるチームが解散した場合でも、任期満了までその職務を行うものとする。
    - 2) 個人登録者の中から選出された者
    - 3) 常任理事会から選出された者
15. 代表委員は、次の方法により推薦される。
  - 1) 登録チームより1名
  - 2) 個人登録者8名につき1名

**第5章 会議**

**第10条** 代表委員会は、役員及び代表委員で構成する。

2. 代表委員会は、毎年1回これを開催し、本連盟の活動方針を協議、決議する。但し、会長は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。
3. 代表委員会では議長、書記を選出して議事の運営に当たる。

**第11条** 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、会計で構成する。

2. 理事会は定期的に開催し、本連盟の一般的な活動内容を協議、決議し、これを執行する。但し、理事長は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。

**第12条** 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、会計で構成する。

2. 常任理事会は、定期的に開催し、本連盟の活動方針の立案及び常務的な活動内容を立案し、執行する。但し、理事長は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。

**第13条** すべての会議の成立、および決議は次の通りとする。

1. すべての会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。但し、当該議事につき書面を以て予め意思を表示した者は出席とみなす。
2. すべての会議の決議は出席者数の過半数の同意で成立し、賛否同数の時は議長がこれを決する。

## 第6章 加盟

第14条 本連盟に加盟するチーム及び個人は、所定の登録手続きを取るものとする。

第15条 本連盟の加盟チームは本連盟を通じて京都府バレーボール協会並びに公益財団法人日本バレーボール協会に登録されるものとする。

## 第7章 会計

第16条 本連盟の経費は、登録費、事業収入、補助金、寄付金、協賛金、雑収入を以てこれに充てる。

第17条 本連盟の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第18条 本連盟の予算及び収支決算は監査を経た上、代表委員会の承認を受けるものとする。

## 第8章 規約の改正

第19条 本連盟の規約改正は代表委員会で代表権を保有する定数の3分の2以上の賛同を必要とする。

昭和51年3月20日 制定  
昭和52年3月27日 改正  
昭和53年4月 9日 改正  
平成 6年3月27日 改正  
平成12年3月26日 改正  
平成16年3月28日 改正  
平成22年3月28日 改正  
平成28年3月27日 改正